

第1回大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（小学校） 会議録

1. 日 時 令和元年5月30日（木）13：00～18：00

2. 会 場 大阪市教育センター 第5研修室

3. 出席者

（委 員）

岡崎委員、添田委員、田矢委員、久保委員、庄司委員、渡瀬委員、山口委員、樋口委員、玉村委員、中谷委員、杉本委員、豊岡委員

（事務局）

水口指導部長、飯田学校力支援担当部長、盛岡中学校教育担当課長、弘元初等教育担当課長、藤原インクルーシブ教育推進担当課長、富山教育活動支援担当首席指導主事、田中総括指導主事、青山総括指導主事、亀川指導主事、大竹野指導主事、是澤指導主事、佐々木指導主事

4. 議 題

- (1) 選定委員の委嘱及び任命
- (2) 委員長を選出
- (3) 第1回 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

5. 議事録

（司会）

本日は、大変お忙しい中、定刻にお集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまより、第1回 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催いたします。

本日の選定委員の委嘱及び任命、委員長の選出並びに諮問につきまして、司会をさせていただきます、初等教育担当指導主事の大竹野でございます。どうぞよろしくお願いたします。

教育委員会挨拶

（司会）

まず、はじめに事務局がご挨拶いたします。

（水口指導部長）

改めましておはようございます。指導部長水口でございます。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素より本市教育の充実・発展にご支援・ご協力をいただきまして、どうもありがとうございます。

さて、本年度は、令和2年度使用の小学校教科用図書（以後、教科書と申します）の採択が行われる年

にあたります。

この度、皆様方には大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員をご就任いただき、快くお引き受けいただきましたこと、改めてお礼申しあげます。ありがとうございます。

ご存知の通り、教科書は、小学校・中学校等において、主たる教材として使用義務のある図書であり、児童・生徒の学習指導上、極めて重要な役割を果たすものでございます。

従いまして、教科書検定制度のもとで種目ごとに数者から発行されております教科書の中から、学校で使用する教科書を選定することは、教育委員会の重要な仕事のひとつであると考えております。

本市におきましては、先の教育委員会会議におきまして大阪市内1つであった採択地区を4つの採択地区といたしまして、それぞれの採択地区で教科書を採択することといたしました。

選定委員会の構成は、より一層広い視野に立った採択ができるよう「学識経験者」として、大阪市立大学大学院 教授であらせられる 添田様、また、大阪体育大学 教授であらせられる 岡崎様に委員を委嘱しております。また、保護者や市民の意見を踏まえた調査研究の充実のため、保護者代表といたしまして、大阪市PTA協議会から田矢様、今日ご欠席でございますけれども高原様、橋本様、並びに久保様、学校協議会委員代表として庄司様に委員を委嘱させていただいております。

教科書採択は、教育委員会の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえたうえで適切に行うとともに、保護者や地域住民等に対しまして説明責任を果たすことが重要となります。「採択の公平性、公正性・透明性の確保」には、特に配慮してまいりたいと考えております。

教科書採択に対する保護者、市民、マスコミ等各方面の関心は非常に高く、採択後は採択結果とその理由の公表、さらには、審議経過や選定委員のお名前等も、情報公開の対象になってまいります。

本市におきましては、平成27年度の中学校社会科の教科書採択以降、市会で採択されました陳情書、あるいは外部監察チームからの教科書採択にかかる「報告書」や、あるいは市会での議論を通じて、検討すべき課題が出されており、特に、今回は4採択地区の教科書採択であることから、注目されることが予想されます。

選定委員の皆様におかれましては、来年4月から4年間、本市の小学校の子どもたちが使用いたします教科書の採択が公正かつ適正に行われますよう、公正確保の徹底に一層のご協力をお願い致しまして、私からの挨拶と致します。よろしくお願いいたします。

選定委員の委嘱及び任命と紹介

(司会)

本来は、皆様に選定委員の委嘱状および任命状をお渡しすべきところではありますが、時間の都合により、お手元の封筒の中に入れてさせていただいております。ご確認ください。

それでは、選定委員の方々をお手元の座席表に従いまして、ご紹介させていただきます。

- 大阪市立大学大学院 文学研究科教授 添田晴雄 委員
- 大阪体育大学 教育学部教授 岡崎均 委員
- 大阪市PTA協議会 田矢泰孝 委員
- 大阪市PTA協議会 久保朋子 委員
- 学校協議会委員 庄司佳奈 委員

- 大阪市教育委員会事務局 学校教育推進担当部長 渡瀬剛行 委員
- 大阪市教育センター 首席指導主事 山口裕二 委員
- 大阪市教育センター 首席指導主事 樋口尚久 委員
- 大阪市立市岡小学校 校長 中谷和博 委員
- 大阪市立喜連東小学校 校長 杉本宏美 委員
- 大阪市立中大江小学校 校長 玉村恒夫 委員
- 大阪市立三津屋小学校 校長 豊岡真実 委員

なお、

- 大阪市教育委員会事務局 区担当教育次長 花田公絵 委員
- 大阪市PTA協議会 高原朝子 委員
- 大阪市PTA協議会 橋本佳子 委員
- 大阪市教育センター教育振興担当課長 大澤啓司 委員

におかれましては、本日、公務、並びにお仕事のためご欠席でございます。

選定委員の皆様は、以上でございます。

続きまして、事務局側の出席者をご紹介します。

- 事務局 でございます。
- 飯田 学校力支援担当部長 でございます。
- 盛岡 中学校教育担当課長 でございます。
- 弘元 初等教育担当課長 でございます。
- 藤原 インクルーシブ教育推進担当課長 でございます。
- 富山 教育活動支援担当 首席指導主事 でございます。
- 田中 総括指導主事 でございます。
- 青山 総括指導主事 でございます。
- 亀川 指導主事 でございます。
- 是澤 指導主事 でございます。
- 佐々木 指導主事 でございます。

以上でございます。

選定委員の資格要件及び責務の説明

(司会)

続きまして、選定委員の資格要件及び責務について、青山総括指導主事が説明いたします。

(事務局)

それでは選定委員の資格要件及び責務について説明させていただきます。

分厚いホッチキス止めの資料「令和2年度使用 小学校教科用図書の選定について」をご準備ください。2ページをお開きください。「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」をご覧ください。

第2条3項に「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員会の委員となることができな

い。」と示されております。

ここでいう「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」とは、誓約書とともにクリップ止めをしております「誓約書記載上の注意」に記載しております。これは平成 28 年 6 月 20 日付の文部科学省初等中等教育局長通知によるもので、「特定の教科用図書が採択されることにより、直接に利害または損害を受ける者であり、例えば次にあげる者をいう。」として、

- ア 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- イ 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- ウ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）
- エ ウの著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者
- オ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者
- ※ 教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力的ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者も含む。

となっております。

また、おもな責務としては、規則の第 2 条第 4 項にありますように、「委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」と示されております。

以上の点をご理解いただくとともに、ご留意いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

誓約書の記入・署名・捺印・回収

(司会)

委員の皆様におかれましては、ただ今の説明の趣旨をご理解の上、誓約書にご署名・ご捺印をお願いいたします。誓約書は、お手元の封筒の中に入っておりますので、お出しいただけますでしょうか。

保護者や学校協議会委員の皆様につきましては、所属・職名欄は「学校名・保護者」もしくは「学校名・学校協議会委員」で結構でございます。

それでは、ご署名・ご捺印をお願いいたします。

順次、係の者が誓約書を回収させていただきます。

(朱肉のほうは、今準備いたしておりますので、もうしばらくお待ちください。)

委員長及び副委員長の選出

(司会)

ありがとうございます。続きまして、委員長及び副委員長の選出にうつります。

「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」第 4 条では、「委員会に委員長及び副委員長を置く。」とされており、その第 2 項に、「委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。」とされております。選定委員長 1 名、副委員長 1 名を選出していただきたいと存じます。

いかがさせていただきますでしょうか。

(委員)

ちょっとお尋ねしたいのですが、例えば、今回はどなたが委員長と副委員長を務めたのか、教えていただけませんか。

(司会)

昨年度、中学校教科用図書「特別の教科 道徳」の採択がありましたが、その際は、委員長が野嶋教育センター所長、副委員長が、中学校教育研究会会長の石川校長でした。また、一昨年度の、小学校教科用図書採択の際は、委員長が岡田教育センター所長、副委員長が小学校教育研究会会長の藤澤校長先生でした。

(委員)

ありがとうございました。わかりました。それでしたら、今回は、委員長には、部長職として教育センターの業務を担っておられる 渡瀬担当部長が適任ではないかなと思います。教科書の選定というのは、たいへん責任が重いですし、本市の義務教育に関する専門性や経験が不可欠だと思いますので、それを考えますと、渡瀬部長にお願いするのがいいのではないかなと思います。また、副委員長は、先ほどの話でしたら、平成 29・30 年度に働きますと、現場のこともよくわかっておられて、子どもの実態をよく知る校長先生がいいのかなと思いますので、小学校教育研究会の会長をなさっている 中大江小学校 玉村校長先生に副委員長をお願いしてはどうかなと私は思いますがいかがでしょうか。

(司会)

ありがとうございます。只今、渡瀬委員に委員長を、玉村委員に副委員長をお願いしたらどうかというご提案がございました。いかがでしょうか。

頷いている様子が伺えます。

渡瀬委員と玉村委員にお願いしたいとのことですが、渡瀬委員、玉村委員いかがでしょうか。

(渡瀬委員)

非常に重責ではございますが、よろしく願いいたします。

(玉村委員)

大変僭越なお話でございますが、精いっぱい務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。ただいま、ご承認の意を拍手でもって表していただいたと思います。ありがとうございました。

では、委員長、玉村 副委員長、前のお席をお願いいたします。

選定委員長のあいさつ

(司会)

それでは、ここで 委員長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

ただ今、大阪市教科用図書選定委員会の委員長としてご承認いただきました、大阪市教育委員会事務局学校教育推進担当部長の渡瀬剛行でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長の就任にあたり、あらためて令和2年度使用教科用図書の選定における、我々選定委員会の責務の重さを再確認したところでございます。

指導部長のご挨拶にもありました通り、大阪市の教科書採択につきましては、前回と大きな違いがございます。前回の採択では、大阪市で各種目別に1つの教科書を採択しておりました。今回は、4つの採択地区で教科書を採択することになります。

選定委員会としましては、大阪市全体の課題を視野に入れながら、それぞれの採択地区の子どもたちが、興味関心をもって、学力の向上に役立てることができる教科書を選定するための調査研究が必要だと感じております。

より適正かつ公正な調査研究に向け、委員長として、委員の皆様と共に精一杯尽力することを確認いたしまして、私のご挨拶に代えさせていただきます。

選定委員の皆様方、どうか、よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

教育委員会から選定委員会への諮問

(司会)

続いて、教育委員会から選定委員への諮問の交付をさせていただきます。諮問については、5月28日に行われました教育委員会会議で承認されております。

それでは、渡瀬委員長、事務局より水口指導部長、よろしくお願いいたします。

(水口指導部長)

標題について、理由を添えて諮問します。

令和2年度使用小学校教科用図書については、全ての教科書について新たに採択を行う必要がございます。

教科用図書の採択を行うにあたっては、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことができる選定委員等により充実した調査研究がなされる必要があります。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会においては、教育基本法、学習指導要領、大阪市教育振興基本計画等に示された基本的な目標に基づいて調査研究をおこなうとともに、各教科用図書の特に優れている点や、特に工夫・配慮を要する点を明確にし、採択権者が十分な審議を行えるよう、それぞれの地区ごとにふさわしい教科用図書について報告するなど、採択権者である教育委員会の判断に資する答申となるよう努めること。よろしくお願いいたします。

《水口指導部長から渡瀬委員長へ諮問書を手交する。》

(司会)

以上をもちまして、選定委員の委嘱及び任命、委員長の選出並びに諮問を終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

なお、引き続きまして、第1回選定委員会が行われますので、よろしくお願いいたします。

第1回選定委員会 開会の言葉

(委員長)

引き続きまして、第1回選定委員会を開催いたします。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づきまして、この会の進行・議長を務めさせていただきます委員長の渡瀬でございます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、会の成立について、選定委員会規則第5条3項に基づき委員の過半数の出席がございますので、会の成立を宣言いたします。

なお、会則第5条5項により会議は非公開で行います。

それでは、会次第に沿って進行させていただきます。

初めに、配付資料の確認を事務局より説明をお願いします。

令和2年度使用教科用図書の選定について

(事務局)

失礼いたします。それでは、配付資料につきまして説明いたします。

- ・まず、第1回 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の 次第でございます。
- ・次に、「座席表」。先ほどの、「誓約書記載上の注意」1枚でございます。
- ・次に、「令和2年度使用教科用図書の選定について」と題する47ページの資料をホッチキス止めしたものでございます。
- ・令和2年度使用教科用図書「調査の観点（小学校用）」（案）でございます。
- ・「答申資料（平成30年度使用【小学校】）の道徳のプリント。
- ・「ご来場の皆様へのアンケート」
- ・「小学校学習指導要領（一部抜粋）」
- ・「事務日程」が1通。
- ・第2回 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会【小学校】の開催のご案内
- ・「発行者一覧」

ここまでの、すべての選定委員の皆様にお配りしているものでございます。

ここからは、選定委員のうち、本市職員以外の皆様にお配りしているものでございます。

- ・「口座振替申出書」、「その提出の際の注意事項を記したプリント」
- ・「交通費の経路について（参考）」と題するプリント、「個人番号（マイナンバー）提供用紙」でございます。

続きまして、教育センター・指導部職員以外の本市職員の皆様にお配りしているものでございます。

- ・「口座振替申出書」、「その提出の際の注意事項を記したプリント」
- ・令和元年度 教科書採択事業 市内出張交通費請求明細書とその書き方見本でございます。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。つぎに、令和2年度使用教科用図書の採択と関係法令等につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

失礼いたします。

まず、今回の教科書採択について説明させていただきます。

前々回は、平成29年度「特別の教科 道徳」の小学校教科書1種目のみの採択、前回は、平成30年度「特別の教科 道徳」の中学校教科書1種目のみの採択でした。今回は、4採択地区で、国語・書写・社会などの全種目についてそれぞれ1種類の教科書を採択する原則4年に1度の採択替えです。

次に「根拠法令等」について説明いたします。

ホッチキス留めの冊子「令和2年度使用小学校教科用図書の選定について」をご覧ください。1ページに「執行機関の附属機関に関する条例」を掲載しております。これにより、この選定委員会は教育委員会の附属機関となっています。いわゆる審議会という位置づけでございます。

この条例のもと「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」（以下、「規則」と申します）を定めています。2ページ～3ページをご覧ください。先ほどより、2ページの中ほど、第2条第3項は誓約書をお書きいただいた際に、第4条は委員長及び副委員長の選出の際に、第5条第3項には会議の成立の際に、それぞれ、この規則に基づいて進めて参ったものでございます。

続きまして、「採択の手順や仕組み」について、ご説明申しあげます。

5ページには、諮問から、調査研究、答申、採択までの手順が書かれております。

6ページの「採択の仕組み」をご覧ください。教科書採択の権限と責任は、大阪市教育委員会にございます。教育委員会は、本選定委員会に教科書選定についての諮問をおこないます。そして、諮問に応じて調査研究していただくわけですが、規則の第6条には、「選定委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条の規定に基づき設定されている採択地区ごとに地区調査会及び専門調査会を、学校ごとに学校調査会を置く」としています。選定委員会の枠内の下の地区調査会、専門調査会、学校調査会でございます。

まず、学校調査会の調査に関わる者は、各学校の校長、教員で構成されております。各学校の地域や児童の実態に応じた視点で調査研究を行います。専門調査会の調査に関わる者は、各種目について専門性の高い校長や教員で構成されております。専門調査会は、専門的な立場で調査研究を行い、各地区の学校調査会の結果を加味した調査研究の結果を地区調査会に報告します。地区調査会は、教育長が指名する区担当教育次長、及び、指導主事で組織されており、それらの調査結果をとりまとめ選定委員会に報告します。

次回以降の選定委員会において、教育委員会への答申についてのご議論をいただくこととなります。

8 ページの地図をご覧ください。採択地区割りでございます。4 地区それぞれの地区調査会の代表として、

第 1 地区は、西淀川区の塩屋区担当教育次長

第 2 地区は、都島区の大畑区担当教育次長

第 3 地区は、大正区の吉田区担当教育次長

第 4 地区は、生野区の山口区担当教育次長

に担当していただきます。

9 ページの表をご覧ください。今回の見本本の発行者別一覧です。種目ごとに、この中から 1 者を採択します。これらの発行者名は略称です。正しい名称につきましては、別紙を入れていますのでご参照ください。(なお、信州教育出版につきましては、各教科書センターへの教科書見本本の配付はございませんでした。)

10 ページは、市民が教科書を閲覧する機会を確保するため市内 31 か所に設置しています教科書展示会場と展示期間の一覧です。見本本もここで閲覧できます。

続きまして、「関係法令等」についてです。

11 ページからは採択にかかわる根拠となる法令や文部科学省の通知等を参考資料として添付しています。お時間を取りますが、かいつまんで説明させていただきます。

11 ページは、下段の「無償措置法」第 14 条と、施行令第 15 条に、教科書採択の定義や、同一教科書を採択する期間が 4 年であることが書かれています。今回採択する教科書は、4 年間使用します。

12 ページの中程「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置法に関する法律施行規則の漢数字「二」に、あつてはならないことですが、「採択に直接の関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合に採択をやり直す」という条文です。

次に、14 ページの一番下、「採択結果及び理由の公表」です。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 15 条の 3 行目、「教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、(中略)採択した理由その他(中略)省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。」とあります。

文部科学省の通知文等で公正性・透明性が求められる中、本市におきましては、先日の市会の中で、選定委員会の議事録についての質疑があり、教育委員会としましては、「今後は選定委員会の議論の経過についてより分かりやすい議事録を作成し、教科書の採択後はホームページに掲載するなど、速やかに公開していくよう検討する」と答弁しています。

この選定委員会は、大阪市の条例に基づく審議会ですので、条例や規則に基づき、採択後には、報告資料や議事録などを公表してまいります。皆様のお名前につきましても、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保するため、今は名簿を非公開としていますが、教科書が採択された後は、情報公開請求があれば公開の対象となります。会議でのご発言については、現在のところ、議事録の中で、発言者氏名を非公開とし、発言内容を全て公開する予定です。公文書公開の原則では、発言は全て議事録に載り、採択後にホームページ等で公開となる予定です。ご了承ください。

次に、15 ページにあります、大阪府教育委員会からの通知ですが、1 番下の丸印の「1」に、採択の基準について記載されています。一番下の (1) の「ア 採択地区の教育的諸条件を勘案し、地域や児童

の実態に応じて最も適切な教科用図書を選採すること」とあります。

次に、少し飛ばしまして、23 ページ以降は、文部科学省からの通知文となっています。この平成 31 年 3 月 29 日付けの文部科学省初等中等局長の通知文に、今回の採採事務の進め方の根拠となる指示が記載されています。

まず、23 ページは「教科書採採における公正確保の徹底等について」となっています。

24 ページの 9 行目「教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採採に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当」またその下、「直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではない」とあります。先ほどの誓約書は、これらと同一の考えに基づきます。

次に、30～31 ページ「(2)教科書の調査研究の充実について」の 2 つ目の丸印の段落、その 4 行目、「その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実」に努めること」とございます。これを受けて、本委員会では、保護者等の代表として大阪市 P T A 協議会や学校協議会のご代表の皆様に入らせていただいております。より幅広い視点でのご意見をよろしくお願いいたします。

32 ページ「(5)教科書採採に関する情報の公表について」には、先ほどの無償措置法やその施行規則のところでもご説明しました「教科書採採に関する情報の積極的な公表」について書かれています。

以上、「教科書採採についてと関係法令」についてご説明申しあげました。

(委員長)

ありがとうございました。採採についてと関係法令について、何か質問はございませんでしょうか。

特にないようでしたら、つづきまして「調査の観点」についてお諮りいたします。

調査の観点については、この後にご審議いただき、本日の選定委員会で決定いたしますので、よろしくお願いいたします。まず、事務局に説明をお願いします。

(事務局)

続いて、「調査の観点」と調査の方法について説明させていただきます。

「調査の観点 (小学校用)」(案) という冊子をご覧ください。ホッチキス止めになっております資料でございます。これは、専門調査や学校調査における留意事項を示したもので、この選定委員会で定めていただくものでございますが、教育委員の皆様のお助言をふまえ、まず事務局案としてご提示いたしておりますので、ご審議いただきますようお願いいたします。順にご説明申しあげます。

1 ページには、教科用図書の調査及び研究にあたっての留意事項として、(1) 調査の基本的態度について、「めざすべき目標像」や「基本となる考え方」など、平成 29 年 3 月に改訂されました「大阪市教育振興基本計画」との関連性を示しています。また (2) には、大阪市の教育施策との関連性に基づいて調査及び研究をすることについて、大阪市教育振興基本計画の 2 つの最重要目標と、重点的に取り組むべき施策について示しております。

2 ページには、今日的な教育課題について示しております。これらは、先日の教育委員会会議の中で、教育委員からご意見をいただいた内容をもとに作成しております。

1つめとしまして「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」、2つめとしまして「論理的思考力・判断力・豊かな表現力等の育成」、3つめとしまして、「道德教育を通じた、豊かな心や創造性の涵養」を挙げております。また、これらの主な内容につきましては、来年度から本格実施となります新学習指導要領にも含まれており、以上の観点を踏まえつつ、新たな時代を生きる子どもの視点に立った配慮・工夫がなされているかについて、調査及び研究を行うようお願いいたします。

2ページ中段から3ページにかけて、調査会を構成する者の資格要件及び責務を示しております。

続いて、4ページから各種目の選定基準がございます。国語のページをご覧ください。

左側にあります項目についてまず説明させていただきます。

項目1にあります①②は、大阪市教育振興基本計画の2つの「最重要目標」についてあげさせていただいております。続いて③④⑤は、「今日的な教育課題」に基づいた観点です。

続いて、項目2は、学習指導要領の記述より観点を挙げています。当然、この辺りが内容面の調査研究においてメインになります。これらも、網羅的ではありますが、学習指導要領等をできる限り生かしたものになっております。また、過去の選定資料の方も参考にさせていただいております。これとは別に参考としまして一番分厚いホッチキス止めの小学校学習指導要領一部抜粋を配付させていただいております。ご参考ください。

続いて、項目3は外的要素について、項目4は構成・配列について、項目5は資料・その他について、観点としてあげています。以上、項目について説明させていただきました。よろしくようお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。冊子に基づきまして、最後に選定基準の中の項目についての説明があったと思います。

ここまで、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ないようですので、続きまして、教科について説明をお願いします。

(事務局)

では、ここからは種目別の調査の観点について説明させていただきます。さきほど説明いたしました。項目の1、3、5はすべての種目で共通のものとさせていただいております。項目の2は、種目ごとに違いがありますので、今から読み上げさせていただきます。

まずは、国語・書写・社会・地図の4種目について説明させていただきます。

まず国語でございます。2の内容の取扱いについて

- ① 日常生活に必要な国語の特質を理解し適切に使うことができるような内容が取りあげられているか。
- ② 人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養うことについて適切な内容が取りあげられているか。
- ③ 言葉がもつよさを認識し、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養うことについて適切な内容が取りあげられているか。
- ④ 漢字や入門期の文字を含む語彙を段階的に獲得し、活用することについて、児童の発達の段階を考慮した内容になっているか。
- ⑤ 読書に親しむ態度の育成を通して読書習慣が形成されるよう配慮されているか。

⑥ 活動場面の設定や多様な学習活動の組み合わせについて工夫されているか。

続いて、書写でございます。

① 姿勢や筆記具の持ち方を正しくして書くことについて配慮されているか。

② 点画の書き方や文字の形、文字の組立て方に注意しながら、筆順に従って丁寧に書くことについて配慮されているか。

③ 点画相互の接し方や交わり方、長短や方向などに注意して、文字を正しく書くことについて配慮されているか。

④ 漢字や仮名の大きさ、配列に注意して書くことについて配慮されているか。

⑤ 毛筆を使用して、点画の書き方への理解を深め、筆圧などに注意して書いたり、穂先の動きと点画のつながりを意識して書いたりすることについて配慮されているか。

⑥ 用紙全体との関係に注意して、文字の大きさや配列などを決めるとともに、書く速さを意識して書くことについて配慮されているか。

⑦ 目的に応じて使用する筆記具を選び、その特徴を生かして書くことについて配慮されているか。
社会でございます。

① 社会生活についての理解を深めたり、情報を適切に調べまとめる技能を身に付けたりすることについて、適切な内容が取りあげられているか。

② 社会的事象の意味を多角的に考えたり、社会への関わり方を選択・判断したりすることについて、適切な内容が取りあげられているか。

③ よりよい社会を考えようとする態度を養うことについて、適切な内容が取りあげられているか。

④ 観察する力や資料を活用する力などを育むよう工夫されているか。

⑤ 体験的な活動や問題解決的な学習などが展開しやすいよう工夫されているか。

⑥ 地域社会の一員としての自覚を持つことができるよう配慮されているか。

最後7ページの地図でございます

① 地図活用の基礎的・基本的な知識と技能が身につくように、具体的な地図の活用の仕方が明記されているか。

② 身近な地域や市区町村の様子を読み取ったり、比較したりしやすいよう工夫されているか。

③ 日本の国土や都道府県の様子を読み取ったり、比較したりしやすいよう工夫されているか。

④ 日本の食料生産や工業生産、環境、国土の保全などの学習にあわせて、活用できるように工夫されているか。

⑤ 世界の国々の概要や特色、日本との結びつきについて、わかりやすく、興味や関心をもって異文化理解が深まる表現になっているか。

⑥ 第3学年から第6学年まで、社会科の教科書の補完や発展的な内容に対応できる構成や内容になっているか。

⑦ 他教科や実社会・実生活と関連付けられるように配慮されているか。

なお、地図につきましては、4の構成・配列のところが他教科とちがっております。

① 児童の発達段階や興味関心を考慮した構成・配列になっているか。

② 社会科の学習内容と関連づけながら、活用できるように工夫されているか。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。まず国語と書写と社会と地図ということで、項目2の内容の取り扱い、また、地図については項目4の構成・配列について説明があったと思いますが、項目2の内容の取扱いにつきましては、学習指導要領の記述より観点をあげており、学習指導要領に沿ったものであると前段で説明があったと思いますが、今の4つについて何かご意見・ご質問ありましたらお願いいたします。

(委員)

失礼いたします。全体的な構造は、よくわかったのですが、1の大阪市教育振興基本計画等々の関連のところの②体力の向上について。体育の教科書はないのですが、なぜこの文言が入っているのか、よろしくをお願いします。

(委員長)

1の項目の②の体力の向上の文言がはいっていることについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

直接的に、体力の向上に関わるのは、種目によって難しいところがありますが、様々な種目の中で、体験的な学習であるとか、観察であるとか、体を動かしながら活動する場面とかそういったところで、より活動的に子どもたちが活発に学習に参加する、様々な活動を通してというところで、直接的に結びつくところではないのですが、そういったところを見ていただければと考えております。

(事務局)

補足をさせていただきます。体力の向上と申しますと、動き回るだけの体力、たとえば、健康であるとか、自分の体のことを知る、社会全体の生きやすさであるとか、勘案していく必要があるのかなと思っ
ている次第であります。そのあたりは各教科の中において、その中の視点がどうあるのかをできれば見ていただければありがたい。体育だけでなく、たとえば理科、保健だけでなく、あるいは家庭科なんかも少し勘案いただければありがたいと思います。この2つの目標は、大阪市の教育の中で、根底に流れているところがございますので、それについて外すことにはならないのかなと思います。

(委員長)

項目の1の①②については、大阪市の教育振興基本計画の最重要目標の2つということで各教科等の中でこの文言は外すことではないということです。この件以外で、他、何かないでしょうか。

(委員)

確認の意味ですが、構造としては、1の大阪市教育振興基本計画の中で①②が直接的に大阪市の振興基本計画から出て、③④⑤はそれを踏まえながら、学習指導要領の内容等も踏まえて、と私は理解したのですが、その時に、言わずもがなですが、あくまでも大阪の子どもが安心して成長できるように、あるいは大阪の児童の発達の特性も踏まえてと、そういうふうに解釈すべきかなと私は思っております。特に

今年からは、それぞれの区ごとの児童の発達、特性、そういうことを明確には書いてありませんが、そういうことも読み込んで、解釈するというところでよろしいでしょうか。

(委員長)

委員の方から、③④⑤については、大阪の、という捉えでよろしいでしょうか。また、さらに今回は4つに分かれますので、それぞれの地区の今日的課題、そういうイメージで③④⑤は解釈するというところで、よろしいでしょうか。

(事務局)

どうもありがとうございます。今、おっしゃっていただいた通りのことを私たちも感じておりまして、今回4つの採択地区になるということであれば、それぞれの採択地区ごとに、もちろん様々な違いがあるとは思いますが、その地区に応じた形での選定の形をしていく必要があるのかなと思いますので、その③④⑤につきましても、学習指導要領並びに大阪市教育振興基本計画等々の中に出てくる部分を、区の中で、採択地区の中でどうなのかあたりを考えていただいて答申を作成していただく、調査をしていただくことになるかと思えます。本当に貴重なご意見ありがとうございます

(事務局)

そして、付け加えてなのですけれども学校でそれぞれ調査していただくのですが、その時にこれらの観点に基づいて、自分の学校の子どもたちにとってという視点でそれぞれの学校で調査していただきますので、学校からあがってくる調査結果も、それぞれの子どもたちの実態であったり、登校状況であったりということも反映されてあがってくると思いますので、それらもすべて総合して、選定委員会だと考えております。

(委員長)

ありがとうございました。大阪市の、またそれぞれの採択地区の、またそれぞれの学校のそういった今項目1についてのご意見伺いましたけれども、2のところの国語、書写、社会、地図について、地図は4も入っていますが、この辺りはよろしいでしょうか。

(委員)

度々すいません。今回は、指導要領の改訂が含まれていますので、先ほど1番のところではいきますと①②はおいといて③の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善という項目とそれから4番目の論理的な思考力・判断力、豊かな表現力、これが2番の内容の取扱いとどこまで落とし込まれているかということが結構重要になるのではないかなと思います。2番の中の内容の取扱いのこの学習指導要領にうまく項目でまとめていただいているのですが、いわゆる各教科の見方、考え方の育成であるとか、そういったところがポイントになるのかなと思いますので、特にその3番、4番を重点的に選定がたつてですね、調査の報告書記載にあたって意識しながら、報告を作成していただくというのは、重要なんじゃないかなと思います。これは教科書レベルにどう落とし込むかというのは難しいのですが、くれぐれも先生方の目で見たいというのが意見です。それから私は、社会科屋さんですので専門のと

ころで少しご意見を言わせてください。6ページの内容の取扱いの④と⑤ですね、④観察する力とありますが、むしろ観察する力という文言では以下のような関係がありますので、この次の欄やはり資料を活用することがまず前面に出てくるのではないかと、でその後に例えば3年生とか4年生に調査見学活動というのがありますから、そういったものの方がそういう視点で先生方に見ていただけるのではないかとというのがひとつ。それから5番目については、これも同じく体験的な活動や問題解決的な学習とありますけど少なくとも社会科は技能教科でなくて内容教科でありますので基本的には問題解決学習ですから、やはり問題解決学習を前面的に出していただいて体験的な学習というのは後ろの方に入れ替えてより強調して頂く方が良いのではないかなと思います。

(委員長)

はい、それでは2点だと思いますが、まずそれぞれの項目1の3番4番③④主体的・対話的で深い学びに向けた指導改善という視点と4番の思考力、判断力、表現力という視点が内容の取扱いにどれだけ落とし込まれているかというところをしっかりと見るというところが1点、まずこの点については何かありますか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。1番は全ての種目で共通の視点としております。それら主体的・対話的、深い学びであったり、論理的な思考力・判断力・表現力という風に共通にしているんですが、2番の内容の取扱いのところで各種目の特性に応じた表し方をしておりますので、先ほどご指摘いただいた通り2番のところできっかりとそれぞれの種目の特徴に応じた調査をしていきたいと思っております。

(委員長)

1点目はよろしいでしょうか？2点目のご指摘を受けて、社会の内容の取扱いの方で④の観察する力という部分を資料を活用する力という部分で、資料を活用する力を前面ということによろしいですね。それから⑤の方も体験的な活動を問題解決的な学習、これも問題解決的な学習を前面的に出すというようなご意見であったと思うんですけども、これについてはどうでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。ご指摘いただきましたように、まず④の方は、資料を活用する力を先に持って参りまして、その後、先ほどあった3年生4年生調査見学活動等が連結するよにとといった記載で変更させていただきたいと思っております。⑤につきましても問題解決的な学習を前に出しまして、その後体験的な活動、語順を入れ替えたいと思っております。

(委員長)

そういたしましたら④については、資料を活用する力を前に出して観察する力を削除で文言を替えて調査見学活動、こういった風に変えていく、今のご意見も踏まえてと、そういう方向でよろしいでしょうか。はい、それ以外に何かあればお願いします。

(委員)

確認ですけれども、学習指導要領には各教科の見方・考え方の提示がありますけれども、それからやはり、各教科の何が特徴かというのが目標のところに、願いや思いが込められていると思います。社会で言いますと、社会的な見方・考え方があって、課題を追究したり、解決したり、これが大きく、ただ単に歴史を学びますとか調べますということではなくて、課題を追究する解決するという社会的表現が学習指導要領に盛り込まれているのですね。それでいうと、文言のところでこの言葉が見えないので、あれ、と思ったのですが、ここのところが6ページで言いますと②の多角的考えだとか、あるいは選択、判断、このあたりが課題を追究したり解決したりという風な、受けとっているところではないかなと私は解釈します。そういう風なことなのだとということによろしいでしょうか？

(委員長)

社会の内容の取扱いについて、社会については、課題の追究というところが学習指導要領に、思いを込めて書いてあると。その代わりに言葉として選択・判断という言葉があるのかということですが、その辺はどうでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。今、ご指摘いただきましたので少し付け加えたいと思います。②のところ社会的事象に多角的に考えたり、社会の関わり方を選択・判断したりするなど課題を追究したり解決の力を育むなどといった表現に改めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員長)

今、そうしましたら事務局の方から課題追究というところの文言を盛り込むということですが、よろしいでしょうか。はい、そうしましたら次に移りたいと思います。次の種目について説明を委員会の方でよろしくをお願いします。

(事務局)

次に算数、理科、生活、音楽について説明させていただきます。

8ページ、お願いいたします。算数でございます。①数量や図形などについての基礎的基本的な概念や性質などを理解することができるよう工夫されているか。②日常の事象を数理的に処理する技能を身に付けることができるよう工夫されているか。③見通しをもち、筋道を立てて考察する力を養うよう工夫されているか。④基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見だし、統合的・発展的に考察する力を養うよう工夫されているか。⑤数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり目的に応じて柔軟に表したりする力を養うよう工夫されているか。⑥具体物の操作、日常の事象の観察など、具体的な体験を伴う学習について、適切にとりあげられているか。

9ページ理科でございます。①自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けることについて適切な内容が取りあげられているか。②観察、実験などを行い、問題解決の力を養うことについて適切な内容が取りあげられているか。③自然を愛する心情

や主体的に問題解決しようとする態度を養うことについて適切な内容が取りあげられているか。④自然体験、科学的な体験など十分に行えるよう工夫されているか。⑤日常生活や社会との関連について工夫されているか。⑥安全の確保や事故防止について適切に取り扱われているか。

続いて10ページ生活でございます。①自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くことができるよう工夫されているか。②生活上必要な習慣や技能を身に付けることができるよう工夫されているか。③身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現することができるよう工夫されているか。④身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養うよう工夫されているか。⑤見付ける、比べる、たとえば、試す、見通す、工夫するなどの多様な学習活動について工夫されているか。⑥幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るよう工夫されているか。

11ページ音楽でございます。①曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解することができるよう適切な内容が取りあげられているか。②表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けることができるよう適切な内容が取りあげられているか。③音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるよう適切な内容が取りあげられているか。④音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培うことができるよう適切な内容が取りあげられているか。⑤表現の活動、鑑賞の活動、[共通事項]の扱いについて、児童の発達の段階を考慮した内容になっているか。⑥表現および鑑賞領域において、思考、判断し、表現する一連の過程について工夫されているか。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。算数、理科、生活、音楽ということで内容の取扱いについての説明をいただきました。この説明につきましてご意見ございませんでしょうか。はい、お願いします。

(委員)

先ほど委員のご意見の中で私も気が付いたのですけれども、例えば理科のところでは、指導要領の目標のところは自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力、そういったところ、理科の見方考え方にかかってくるところなので、これは問題解決の力を養う9ページに書かれていますけれども、やはり科学的に解決していく、そういったものが多少、先ほど社会科でも言われていたような形で入れていく方がより鮮明になるのではないかなという感じがしますけれども。

(委員長)

はい、理科の方ですが、科学的解決という文言を入れていく方が良いのではないかと、問題解決の力という部分は置いておくけれども科学的解決、学習指導要領にも指定されているというところで、その辺どうでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。そうしましたら理科の②のところを、観察、実験などを行い、科学的に問題を解決する力を養う、と。

(委員)

指導要領の最初の目標のところをそういった文言がありますので少しく例にしてください。

(事務局)

わかりました。

(委員長)

科学的に問題を解決する力、はい、どうぞ。

(事務局)

失礼します。今回、学習指導要領におきまして、やはり評価の中でどのような見方・考え方をしていくというのがすごく問われているところがございます。その辺りがやはりちょっと今、ご指摘いただいているように欠けているのかなという風に感じておりますので、もちろん理科もそうですし、社会もそうですし、算数もそうですし、その辺り、各教科における見方・考え方ということが少し内容の取扱いのところでも触れることができるようにさせていただけたらと思います。ここで今すぐとはなりませんけども次回までには、その辺りの観点も踏まえて内容の取扱いの方はできたらなという風に思っておりますが、これを基に調査研究して頂くことになるのでその辺りを入れたものを調査研究の方に渡していこうと思っております。

(委員長)

見方・考え方という観点ですね。それぞれの評価に取り入れていくというところですか。

(委員)

補足説明のところでしたいただければと思うのですが、生活の10ページのところなのですから、具体的な活動や体験を通して学習指導要領に書いてあるのですけれども、特にこの生活というのは身近な人々というのは大阪市のそれぞれの学校区の人たちというところがかなり意識しないといけない、文言の訂正ということではなくて補足説明のところですね、身近な人々というのはですね、特に大阪のあるいは校区の人々なのだとこのところを強調していただければと思います。

(委員長)

はい、文言の訂正ということではないけれども説明がほしいというところで学習指導要領にも具体的な活動や体験を通して示されている中で身近なというところの補足を説明のときにほしいと。よろしいですか。

(事務局)

わかりました。

(委員長)

他、ございませんでしょうか。ないようですので、それでは最後ですね。5教科について委員会の方からお願いします。

(事務局)

失礼します。最後に図画工作、家庭、保健、英語、道徳について説明させていただきます。

まず 12 ページ図画工作です。①造形的な視点についての理解や創造的につくったり表したりすることについて適切な内容が取りあげられているか。②創造的に発想や構想をしたり、自分の見方や感じ方を深めたりすることについて適切な内容が取りあげられているか。③つくり出す喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培うことについて適切な内容が取りあげられているか。④表現の活動、鑑賞の活動、[共通事項]の扱いについて、児童の発達の段階を考慮した内容になっているか。⑤表現および鑑賞の相互の関連について工夫されているか。⑥材料や用具の安全な扱い方などについて、事故防止に留意されているか。

13 ページ家庭でございます。①日常生活に必要な基礎的な知識・技能を身に付けることについて適切な内容が取りあげられているか。②日常生活の中から問題を見いだして課題を解決する力を養うことについて適切な内容が取りあげられているか。③家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養うよう配慮されているか。④実践的・体験的な活動について工夫されているか。⑤生活体験と関連づけた問題解決的な学習について工夫されているか。⑥安全や衛生等、事故防止に対する配慮がされているか。

14 ページ保健でございます。①身近な生活における健康・安全の知識・技能について適切な内容が取りあげられているか。②自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝えることについて適切な内容が取りあげられているか。③健康の保持増進をめざし、楽しく明るい生活を営む態度について適切な内容が取りあげられているか。④具体的な体験を伴う活動について工夫されているか。⑤心と体の健康と発育に関する課題を解決する学習活動について工夫されているか。⑥運動、食事、休養及び睡眠について、食育の観点も踏まえつつ、健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮されているか。

15 ページ英語でございます。①言語や文化に対する理解や実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能について適切な内容が取りあげられているか。②目的や場面、状況などに応じて、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことについて適切な内容が取りあげられているか。③主体的に英語を用いてコミュニケーションを図ることについて適切な内容が取りあげられているか。④興味・関心のある題材や、言語材料（語・連語や文構造等）の分量や掲示の仕方について、児童の発達の段階を考慮した内容になっているか。⑤音声と文字との関連付けや、音声指導に当たっての基本的な語や句、文の取り扱いについて工夫されているか。⑥ペア・ワーク、グループ・ワークなど、学習の目的や場面、状況に対応した学習形態の設定について工夫されているか。⑦身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、自分の考えや気持ちなどを伝え合う基礎的な力を養うよう配慮されているか。

16 ページ道徳でございます。①自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深められるよう適切な内容が取りあげられているか。②悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができるよう適切な内容が取りあげられているか。③発達の段階や特性を考慮し、指導のねらいに即した内容となるよう配慮されているか。④身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に寄与しようとする意欲や態度を育むよう配慮されているか。⑤自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫されているか。⑥問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等が適切に取り入れられるよう工夫されているか。⑦人間尊重の精神に基づき、人間としての在り方や生き方について考えを深められるよう取り扱われているか。下の4構成・配列のところを読み上げさせていただきます。①内容項目の全体の効果的な指導が行えるよう、年間にわたり、また6年間を見通して構成・配列されているか。②学んだことをさらに深く心にとどめたり、これからの思いや課題について考えたりすることができるよう工夫されているか。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。図画工作、家庭、保健、英語、道徳ということでございます。道徳については、構成・配列についても説明がありました。今の説明につきまして何かご質問ご意見ありましたらよろしくお願いたします。

(委員)

調査の観点の冊子の1ページ目のところに大阪市教育振興基本計画、四角囲い、基本となる考え方の3行目のところにですね、グローバル化が進む国際社会においてというこの観点が大阪のひとつの特徴ではないかと思うのですが、それでもう過ぎたのですけど社会のところのね、このところにあまりなくて、社会の右に書いてある地図帳のところは、異文化理解というのが書いてあったんでセットで良いのかなと思ったのですが、英語のところの観点がちょっと抜けているかなと思いました。と言いますのは、今日配っていただきました小学校学習指導要領の冊子の199ページ目標の(3)のところに外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、これが結構ポイントなのです。他者に配慮しながら、こういったこと新しい学習指導要領の前文にもですね、色々な多様な価値観がある人と一緒に暮らしていくのだ、そういうために力をつけるのだというのが前文にも記載がありますけれども、英語のところにはそういう記載があったと思うのです。具体的には136ページの内容の取扱いの(3)のカタカナのイのところですね、英語を使用している文化背景、そういったものを理解しましょう、(ア)は、多様な考え方というものがありますので、この観点がやはりどっかちょっとほしいなと思いました。15ページ、調査の観点の後ろから、いちばん後ろのページの15ページのところで言いますと①のところはかろうじてそれなのですね。言語や文化に対する理解っていうのが、かろうじてそこところがそうなのですが、私の日本語力の限界かもしれないんですけど、ひとつはおそらく言語や文化に対する理解について適切な内容が取りあげられているかということと、基礎的な技能について適切な内容が取りあげられているか、まあそういう並列でとるとというのがおそらく書かれた人の意図でないかなと思うのですが読み方によるとですね、そこところは、言語や文化に対する理解というのが基礎的な技能について、行

く行くは基礎的な技能をつければ英語なのだという風に捉えかねないなあという風に思いました。ここも②～⑦も結局は技能的なことなのですね。英語を学習するとき文化を学習するという非常に大きなミッションがあると私は考えておりますので、それを表すためにちょっとここから先はね、大胆にね中々出てこないのですが、ひとつは順序をひっくり返す。①の順序をひっくり返す。実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能について及び言語や文化に対する理解について適切な内容が取りあげられているか。という風にするとですね、少なくともこの文化の理解に関しては、やらなければならないということが伝わるかなという風に思うのですが、いかがでしょうか。それがベストかどうかはわからない。言語や文化に対する理解、文化理解とか他者、価値観が違う人が世の中にいるのだというのを英語の活動を通じて学んでほしい、それが特に大阪の特徴でもあるのだというのが出るような表現にさせていただきたいというのが私の意見です。

(委員長)

ありがとうございました。本市の教育振興基本計画の基本的な考え方というところでグローバル化が進む国際社会という文言や、また外国語についての目標、学習というところで異文化に対する理解、他者への配慮というところでもっと切り開くような形のものの方が良いのではないかとこのところで①を少し基礎的な技能について及び言語や文化という形で並列することで少しは近づけるかなというところかと思うのですが、事務局、どうでしょう。お願いします。

(事務局)

はい、ありがとうございます。ご指摘いただいた通り、技能面だけが特化して見える形ではなくって、異文化理解であったり、他者への理解であったり、そういう言葉も少し全面に出るように、ちょっと調整させていただいて必ず盛り込ませていただきますので、ありがとうございます。

(委員長)

他、ございませんでしょうか。

(委員)

社会に戻るのですけれども、4月に小学校に校区探検というのがありまして、保護者で付き添いで行かしてもらったんですけども、その時に各班に分かれてこの班はここという割り振りがあったんですけど校区を見ながら、お墓のマークはこれやと、そういう風な感じでバス停があったり、公衆電話があったり公園があったりということで、そういう意味で観察はしていたので、先ほど言われていた、4番の内容の取扱いの観察する力の削除、そういう意味では削除しなくてもいいんじゃないかなあという風に思ったんですけども。

(委員長)

子ども達の体験活動の中で観察するという力を身につけていくということで観察する力という言葉も残すという、これはどうでしょうか。

(事務局)

はい、ご意見ありがとうございます。先ほど修正をしました「資料活用する力」のあとに、調査・見学活動というのをそういった社会的事象をしっかり捉える力というところも、ちょっと表現を考えさせていただいた上で、観察という言い方になるのか、あるいはしっかり身近なものを見るといった意味合いは含むようにいたしますので、少し考えさせていただいてから、そのような視点は入れるようにいたしたいと考えます。

(委員)

失礼いたします。ただいまのご指摘に対して、感じたことを申し上げていきたいと思えます。今回、次年度から全面実施になります指導要領の中でですね、各教科ですべての教科でこれからの時代を生きる子ども達に身に着けさせたい資質・能力を3つの観点でまとめられていたと思えます。1つは、学びに向かう力、人間性等の育成、2つ目は、生きて働く知識技能の習得、3つ目は思考力・判断力・表現力と、順番はいろいろなのですが、この3つだったと思えます。すべての教科・種目の中で2番の内容の取扱いにそれをはめ込んでいただいているかなと拝見させていただきました。ただ、先ほどのところで、英語のところでご指摘があったように、教科によっては、学びに向かう力、人間性等のあたりがしっかり書かれているところと、さらっとしているところと、教科によってちょっとばらつきがあったのかなあというふうに思っております。気が付いたところでは、算数・社会のあたりでもう少し、学習指導要領にはしっかりと書きこまれておりますので、そのあたりを補足していただければいいかなあと思えました。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。特に学びに向かう力という部分、そのあたりの内容の取扱いの反映について、弱いのではないかということでしたが。

(委員)

その3つの観点で学習指導要領の目標と内容が整理させていると思うのです。目標のすべての教科の目標の1が知識・技能ですかね。2が思考力・判断力・表現力。で、3が学びに向かう力、人間性等とまとめられているので、その3のところの言葉が十分でないところは足していただけたらと思えます。たぶん内容の取扱いのところに、その3つの観点をきれいにはめ込んでいただいている教科もあるので、ちょっとそうでないところも見受けられましたので。

(委員長)

その点について、事務局どうでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。今、おっしゃっていただいた、学びに向かう力、人間性等のところについて、もう一度全体的に見通しまして、薄いところにつきましては、言葉を足すなどして、盛り込んでい

くようにしたいと考えます。ありがとうございます。

(委員長)

いろいろご意見を加味させていただいて、盛り込ませていただくということですね。あと、何かご意見等ございますでしょうか。

(委員)

すみません。今、学習指導要領、いただいた全部は見てないのですが、6ページの社会についての体験的な活動という文言についてちょっと教えていただきたいのですが、6ページの社会選定基準の2の5番の体験活動というところの、文科省が出している教育振興基本計画の、昨年度アクションに書いてあったことは、第2次基本計画に、自立・協働・創造というこのテーマに基本に置きつつ第3次基本計画では、それをもって子ども達に機会を与えてあげるといったことだったので、その創造という言葉を重ねるならば、この体験的な活動っていいのですか？という言葉は、これは前にあってはいけないのかなあという風に思ったのですが、そのへんをちょっと教えていただきたいのですが。先生がおっしゃったのはね、体験的な活動という言葉は、これはまあ、後ろに持って行ったらいいという風におっしゃったのですが、その自立・協働・創造という教育振興基本計画のテーマの第3次教育振興基本計画を重ねるといったことであるならば、創造という言葉は体験的につながるもので、これはいかなものかなあちょっと教えていただきたいと思います。私あまり、詳しくないので。

(委員)

私の考えを述べさせていただきます。今度の学習指導要領の3つは、前の学習指導要領でもそうだったと思うのですが、今回特に色濃いのは、教科の為の教科、教室の中だけの学び、ではなくて、実生活と結びつけながら、学ぶというところを習慣づけてくださいというのが、大きいんですね。そういう意味で言いますと、これは社会であれ、理科であれ、算数であれ、体験的なことを入れるというのは、すごく大切なことだと思います。例えば、全国学力・学習状況調査でもその問題をですね、必ずといっていいほど算数でも国語でもそうなのですが、子どもたちが何か体験をして、そこから算数的な問題に発展をする。あるいは、何か体験をして、そこから国語的な力をつかって何かを表現するという風な、体験を結び付けて、学ぶことを全国学力・学習状況調査の問題の中にも組み込まれています。この教科書を見ますとさらにバージョンアップしてまして、今の教科書と比べると子どもたちの普段の生活があってその中で子ども達が体験を通じてつぶやくであろうセリフが盛り込まれていて、それを元に、具体的に科学的に理科的な物の見方とか、あるいは数学的なもの見方で、問題を解決していこうというのが出ているわけです。そういうことから言いますと、あの体験的なということは非常に、大切なことなので、これを軽視するべきではないという風に私は思います。また、委員がおっしゃったのは、そこどころですね。課題を追究したり、解決したりという、これは私が言ったのですが、学習指導要領の19ページの1行目、社会的な見方、考え方を働かせ、課題を追究したり、解決したりということが、社会科のところに思いとして出ているのです。その文言がその薄い方の冊子の6ページのところの内容にないのではないかと指摘になってくるのですが、そこは文言の修正をしていただくということですので、おそらくその修正をすれば、この6ページの⑤と体験的な活動と問題解決的な行動とどちらかが入れ替えても

いいかもしれませんし、少なくとも、体験的な活動を削除することにはならないかと思います。

(委員長)

というご意見ですけども、どうでしょうか。まあ、どちらとも大事だということで、それ以外のところで課題追究のところを盛り込むことで入れ替えすることもないかなというご意見ですけども。そのあたり、また、事務局の方で、考えていただいて、どちらも大事ということが伝わるように。

(事務局)

はい、ありがとうございます。これらの体験というのは、子ども達にとってなくてはならないことですので、先ほどお話いただいた、観察でもそうですけども調査・見学する活動などこれはすべて体験的活動にあてはまる部分になるかと思います。文言的なものをどのようにさせていただくということは、ちょっと事務局の方で考えさせていただきますので、問題解決と、それに向けた体験的な活動の調査・見学、あるいは観察など体験的な活動を重視していくというような形でいかせていただけたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

(委員長)

はい。それでは、次、どうぞ。

(委員)

現場ではですね、来年度からプログラミング学習が始まるのですが、その文科省の教育の手引きにですね、いわゆる教科の中に位置付けてやるもの、また単元としてするもの、それから学習指導要領には明記されていないが、各教科等と対応するような中で実施するもの、教育課程内とは別に実施するものと、この3つに分かれていまして、たとえば単元でいくと算数であるとか、理科、また総合が入ってきてそんなこと考えますと確かに1番の大阪市教育振興基本計画等との関連での中では論理的思考力という言葉が出てきているんですが、内容の取扱いの中にはそういうプログラミング教育という言葉は、全く出ていないので、それで、まあ、それだけの内容のことだけを書くということが適切かどうかは別にして、これを各学校で、この調査の観点を元にやる時に、そういったあたりも加味していただいて、調査していただくということがいるのではないかなあと。でないと、教科書ではどういう風に取り扱われているのかというのを、実際教科書を見ていないのでわかりませんが、そういったあたりがないと、ちょっと現場の中でも、観点が消えてしまって、いわゆる教科で扱うということがとんでしまうのではないかという懸念があるので、その辺をご配慮いただければと思います。

(委員長)

はい、プログラミング教育のその辺りの観点が抜けてしまうのではないかという、1番の項目の4番の論理的思考力というところが該当するのではないかというものですけども、そのあたりが調査の段階で、プログラミングというところの表現がないことでどうだろうというところですが、それについては、事務局はどうでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。今、ご指摘いただいたところというのは一番現場の先生方の懸念しているところであってどういった形で子ども達にプログラミング教育をすすめていこうというのは、出ているところだと思います。少しですね、各種目の中に具体的にプログラミングという言葉は入れるかどうかを含めてですね、少し練らせていただいて、文言自体を入れるのか、あるいは、学校調査の説明であったり、専門調査の説明会というのは今後していきますので、その中で何かそういったことを留意していただくような、説明であったりちょっとどういった形でさせていただくかを検討させていただいて、盛り込んでいくようにしていきたいと思っておりますので、少しお時間をいただければと思います。

(委員)

プログラミング教育に対しては大阪市のカリキュラムの骨子に一番左右されるかと思うのですが、教科書に関しましては、学習指導要領にそのプログラミングというのが、何年生でしなさいということは書いていないので、本にプログラミングがない可能性が非常に高いと思います。まあ、見ていないので、ないかあるかわかりませんが、この学習指導要領を読む限りでは、すべての会社がプログラミングを扱っているかどうかはわからないと思っておりますから、そのところでプログラミングを扱っているか扱っていないかで差が出てきてしまうのは、ちょっと不公平なのかなという風に私は感じています。で、おそらくプログラミング教育というのは、防災教育とか、キャリア教育とか数えたら50種類ぐらいあるのですが、教科書や学習指導要領に書いてないのに、何々教育というのが50種類ぐらい現場においてきて、現場の先生が大変だ！という話を私はよくお聞きします。ですので、そういったものは、プログラミング教育というのもそういった防災教育とか、統計教育とかそういった形態、そのような学びの中で整理していただいて、教科書に書いてあるかどうかということとやるのではなくて、補助教材を教育委員会の方で提起していただくというそういう風にやるべきことで、プログラミングという表現が教科書にあったからといってこの教科書に、というのはちょっと今回の選定にはそぐわないのかなあというふうに思っております。これは私の意見ですが、いかがでしょうか。

(委員長)

どうでしょうか。

(委員)

選定に沿う、沿わないというように問われると、実際に調査・研究する各校の教員は自分の持っている素養であったり、嗜好性であったり、そういうものでしますので、それも一つの観点であるということは、出していただかないと、それをもって選定するのは適切ではないという言い方をされると非常に誤解を受けるのではないかなと思うのです。で、先ほどおっしゃったように例えば、防災教育やプログラミング教育であるとか先ほど、先生がおっしゃったように何々教育というのは50どころか100ほどあるかもしれませんが、そういった扱いのものはやはり現場の中ではどこを重視したらいいのかというのはそれこそ本当に今日話があったように大阪市内4ブロックそれぞれの学校の特徴であるわけですから、その集積として、教科書を選んでいくところだと思うので、私が言いたいのは、載せるとか載せないとかではなくて、そういったあたりのすべてのいろいろな何々教育という観点も教科書採択する段階で加味さ

れる方が、各校主体的に各教員であったり、一般の市民であったりがそれをもって調査していくということが重要ではないかということですね。やっぱり共通理解しておかないといけないのではないかなど。内容だけで、判断するものではないので、その辺のところをすべての調査においても考えておいていただいて、やっぱり調査した内容をなぜそれを調査して自分がよいと思ったのかということはそこに表わしていくべきことだと思うので、いわゆる調査し、選定する1つの観点として、おいといてはいただきたいなということですか。いかがでしょうか。

(委員)

おっしゃる通りで、例えば防災教育とか、キャリア教育とかね、そういったものの元の学習指導要領では、教科の縄張りにこだわっていたら、ダメなのですよっていうのが今回の学習指導要領の特徴でもあるのです。その壁がとれてしまって国語でやっているのだけでも実は、社会と関係していて防災教育やキャリア教育とつながっているのですよ。そういうのが実は、かなり組み込まれていると思います。狭い意味での国語、狭い意味での理科、というのはまちがってしまって、それは先生がおっしゃいましたようにいろんな観点から、分析していただければ、よいと思います。私が言いたかったのは、キャリア教育とかいう言葉をここにそれだけ盛り込むというのは、バランス的にちょっと。もし、キャリア教育という言葉を送り込むのであれば、プログラミング教育とか、防災教育とか、統計教育とか防災教育とかも盛り込んでいかなければならないということになりますので、それは、ちょっと大変なことかなあと考えます。そう言ったようにいろんな観点から、それぞれの現場の先生に求められているなんとか教育、なんとか教育があると、それを踏まえて、できたら使いやすいかどうか、目の前の子どもの実態に合っているかどうかをということできっちり審査していただけたらと、それが非常に大事なことかと思えます。

(事務局)

失礼いたします。学習指導要領の総則の3の1の(3)のところにプログラミングのことが載っています。それと合わせまして、算数であるとか、理科であるとかの指導作成の内容の取扱いのところにその総則の第3の1の(3)のプログラミングを体験しながらというような形での記載があってそのことについては、今々社会の中で、このIT社会を生きていく中で、プログラミング教育というのは、必須でやらないといけないということで社会的には言われている部分があるかと思えます。我々として今、お言葉いただきました例えばキャリア教育においてもやはり必要だというふうになってきた時にこのなになに教育というのをこの調査の観点に選定基準として入れていくのはちょっとつらい、工夫する方がいいのかなと思っておりますので、しかしながら、このプログラミング教育をやらないということにはならないので、調査していく中で、そういったことも踏まえて、していただけるような形で今後の説明会等では説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

(委員長)

例えばこの学習指導要領の65ページにですね、算数ですね。下段の方の(2)のところには事務局がおっしゃったような内容の総則3の1の(3)のようなことを体験しながら論理的思考を見つけるため、というようなことになっております。ですから、その、プログラミングを使うという先ほど先生が最初の方にいらっしゃっていただいた、論理的思考力というところにつながっていくのかなというふうに思いま

すので、そのあたり、また事務局の方で調査の時の説明されるときにですね。そのような趣旨を言っていたら、説明していただけたらと思います。

(事務局)

はい。ありがとうございます。いろいろとご意見いただきまして、確かに、かつてこの調査の観点の中に例えば、防災教育という言葉を入れていた時代がございました。ただ、その今は、災害の発生する中ですべての教育活動を通じて防災教育をすすめていますので、あえてそういう文言はとったのですけれども、調査の説明会の時にこういった防災に関わる観点であったり、プログラミング教育といった言葉を盛り込んだりしながら、教科書を見ていただく時にそういったことも指導できるといったようなことの観点でも見てほしいということの説明は入れていきたいと思っております。

(委員)

これは観点到に盛り込むかどうかということではなくて、純粋に現場の校長先生方に意見交換をさせていただきたいことなのですが、こう観点到にひっつけていうと、それぞれの教科にまつわる主体的・対話的で深い学びに、といったところなのですが、これが今度の学習指導要領の1つの目玉になっておまして、今度の教科書はすごくそういうところが各者、力を入れていて、これでもか、これでもかというふうに盛り込まれているわけですね。このあたりのところをその現場の先生が目線でいくとですね、大阪市の子供達の実態を踏まえて、どれくらい主体的な学びとか対話的な学び、深い学びができそうで教科書にどういったものを求めるのかという、ちょっと大きな話をしているかもしれないんですけどそのあたりはいかがでしょうね。かなり現場の先生はその辺のところは不安で、教科書にどう書かれているかというところが気になる場所かと思うのですけれどもいかがでしょうか。

(委員)

ご指摘のようにですね。主体的かどうかというのは、その授業の形態であるとか学習の形態であるとかで判断できるところで、対話的であるかというのも外から見て授業の形態とかで判断できる。しかし、最後の深いか、浅いかについては、これはなかなかその定義が難しいという風に思われます。この3つの文言の中でこの唯一、深いというものだけがですね、条件になるところがないというところなので、ここから先はですね、採択された教科書をどのように現場の教員が料理をして子どもたちに落とし込んでいくかという、それは現場の方に与えられた今後解決していくべき私たちの課題という風に考えております。まだ、私も教科書拝見していないのですが、先生がおっしゃるようになりますね、かなりその点については、各者競っておられますので、今後、今つくっていただきました観点でもって採択をしていただいて、そのあと、それを使ってどのように授業をすすめていくのかについて、今後4年間私たちにあたえられた課題という風に考えております。これまでですね、この主体的っていうのは随分前から言われていて、主体的、対話的、対話的っていう部分については、現行の教科書を保護者の方も見ていただいたらかなり改善はされている。最後にそれを受け、深い学習になったかどうかは、現場の教師がいて、ああだこうだというやり取りが行われるということになりますが、先生が最初におっしゃった大阪の子ども達に実現可能かどうかということについては、私は心配していないというところですので、どうかみなさんで精査していただいて、選んでしていただきましたら、その後現場の方では活用してきちっと

したお応えでみなさんのご期待に応えていければなあと思っております。

(委員長)

大阪市の小学校の研究会の会長ということで、大阪市を代表されてのご発言だったと思いますが、教科書が選定されたのちに、その部分を深めていきたい、というところでもよろしいでしょうか。ありがとうございました。そうしましたら、他、よろしいでしょうか。

すべての種目についての説明が終わりました。それでは調査の観点についての説明は以上でございます。様々なご意見をいただきました。今後の変更後、こういった意味を盛り込んでもう一度考えてほしい。あるいは、調査の説明においてそういったものを盛り込んでほしいというさまざまなご意見があったと思いますが、そういったものをすべて踏まえて、改めて、再度事務局の方で訂正していただくということを踏まえたうえで、異議がないようでしたら拍手でご承認いただけたらと思いますが、どうでしょうか。【拍手】

(委員長)

それでは調査の観点の選定委員会として承認いたします。ありがとうございます。つづきまして、資料についてお話しします。事務局の方、答申資料についてお願いいたします。

(事務局)

失礼いたします。調査・研究の報告書、すなわち答申についてでございます。「答申資料」をご覧ください。平成30年度使用小学校教科書の答申資料です。2年前の小学校の道徳採択の時のもので、例として日本文教出版の答申を抜粋しています。当時はこれが8者ございました。答申資料につきましては、先程の諮問にもございましたが、各教科用図書の特に優れている点や、特に工夫・配慮を要する点を明確にし、採択権者が十分な審議を行えるよう、それぞれの地区ごとにふさわしい教科用図書について報告していただこうと考えております。

(委員長)

答申資料について何かご意見等ございませんでしょうか。それではないようですので、次にご来場の皆様へのアンケートについての説明をお願いします。

(事務局)

市内31箇所の教科書センターで、教科書展示会に置くアンケート用紙です。第2回以降の選定委員会で、回収したアンケートも閲覧いただこうと考えています。

(委員長)

続きまして、「事務日程」「配付資料の預かりについて」を同じく、事務局より説明いたします。

(事務局)

事務日程について、説明いたします。専門調査会は6/3(月)から、学校調査会は5/31(金)午前

に説明会を実施し、その翌日以降順次調査を開始し、全ての調査委員会が6/26（水）までに調査研究を終える予定です。

第2回の選定委員会は7月4日（木）13時から、この教育センター7階第4研修室で行います。各調査委員会からの結果を受けて、審議をつくり、答申案の検討を行っていただきます。終了時刻は17時頃の前ですが、審議によっては、延長する可能性もあります。

なお第3回の選定委員会は7月11日（木）13時開催予定でございます。7月下旬の教育委員会議に選定委員長から答申をしていただき、8月初旬の教育委員会議で、採択の運びとなります。

続いて、配布冊子の預かりについて、ご説明申し上げます。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第2条第4項「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」と示されております。また、第5条5項「会議は、公開しない。」第6項「調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項は、諮問にかかる教科用図書が採択されるまでの間、公開しない。」とされております。

すなわち、「外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保」するために、採択に係わる一切の情報、たとえばこの委員会の時間や場所も含め、採択事務終了までは非公開でございます。そこで、お手元の資料についても、座席表と、事務日程の2つにつきましては、預からせていただきます。ご了承ください。

それでは、お名前のシールのある封筒、こちらに（示す）、座席表と、事務日程の2つを入れていただき、お持ち帰りになる資料は、お名前のシールのない封筒に入れていただければと思います。お名前のシールのある封筒は次回までお預かりいたしますので、他に、荷物になるのでお持ち帰りにならない、という資料があれば、それも入れておいていただいて結構です。お帰りの際には、そのまま、名前入りの封筒は机においてお帰りください。

選定委員会の皆様におかれましては、大学の先生方や教育センターの皆様には、教育の専門家として、校長先生方には子どもの実態や学校現場を熟知されているプロとして、そして、区や保護者や学校協議会の皆様は、親の立場、あるいは地域や家庭の子どもをよく知る市民目線から、子どもたちのための公正な調査研究をどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

（委員長）

ありがとうございました。以上で、第1回選定委員会を終わらせていただきますが、会終了後に、経費等について、事務局より説明いたします。

本日は、本当にご苦労さまでした。